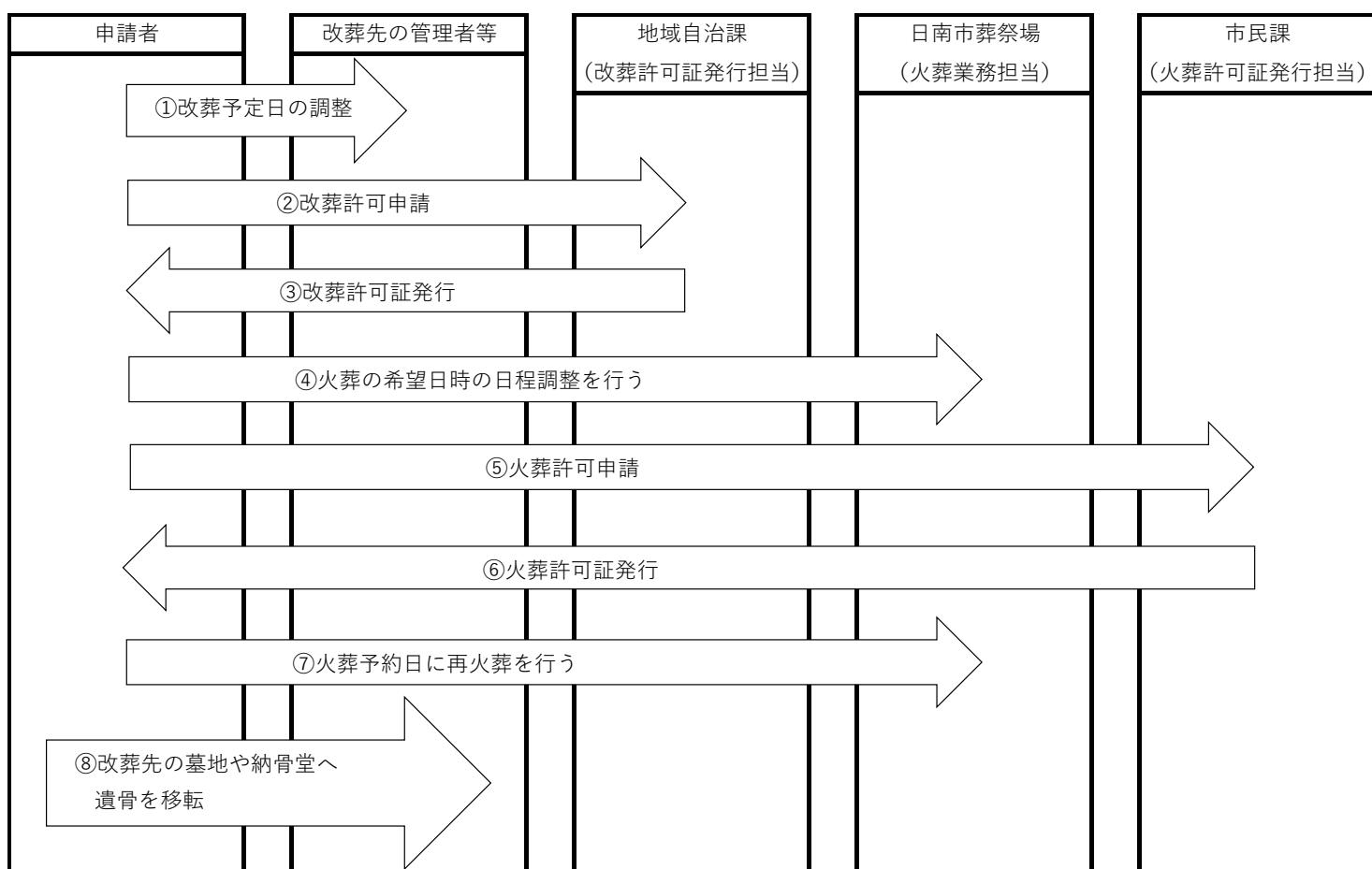


遺骨を改葬（移転）する方法（再火葬が必要な場合）

- ① 改葬先の墓地や納骨堂の管理者と改葬予定日の調整を行う。
- ② 地域自治課市民生活係（TEL31-1176）へ改葬許可申請書を提出する。
- ③ 地域自治課で改葬許可証を受け取る。（許可証の発行までに数日かかる場合があります。）
- ④ 日南市葬祭場（TEL31-0110）に連絡をして、火葬の日時を予約する。
- ⑤ 改葬許可証を持参して、市民課（TEL31-1124）「戸籍届出」の窓口に行き、火葬の予約日時を伝え葬祭場使用料（8,500円）の支払いをして火葬許可の申請をする。
なお、市役所の閉庁日に火葬許可証の手続きをする場合は、守衛室で手続きの上、葬祭場使用料は、日南市葬祭場で支払う。
- ⑥ 市民課又は守衛室で火葬許可証を受け取る。
(⑤申請から⑥受け取りまでの所要時間：1時間程度)
- ⑦ 火葬当日は、予約時間の30分前には日南市葬祭場（火葬場）に行き、火葬許可証と改葬許可証の写しを提出し、係員の指示を待って遺骨を受け取る。
- ⑧ 改葬先の墓地や納骨堂等へ遺骨を移転する



遺骨を改葬（移転）する方法（再火葬を必要としない場合）

- ① 改葬先の墓地や納骨堂の管理者と改葬予定日の調整を行う。
- ② 地域自治課市民生活係（TEL31-1176）へ改葬許可申請書を提出する。
- ③ 改葬許可証を受け取る。
- ④ 改葬先の墓地や納骨堂等へ遺骨を移転する。



※ 申請手数料は無料です。
※ 郵送で申請される場合は、返信用封筒（切手を貼って、宛先を記入したもの）が必要です。

